

公告

団体営箕輪池地区緊急防災工事計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 3 第 5 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に上田市長に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、上田市を被告として、この処分の取り消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。

令和 7 年 4 月 21 日

上田市長 土屋 陽一

- 1 縦覧に供する書類
団体営箕輪池地区緊急防災工事計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 7 年 4 月 22 日から令和 7 年 5 月 22 日まで
- 3 縦覧場所
上田市役所農地整備課